

新婚さん家賃補助します！

赤磐市に
住んでみよっか！

1世帯当たり月額1万円
12か月も補助ができるよ！

これから結婚して新生活をスタートしたいと思っている方必見！
赤磐市は対象世帯に賃貸住宅にかかる費用を一部補助します。

3つのポイント！

1 Point

1 新婚世帯家賃補助金を 受け取れる対象世帯とは？

次の要件をすべて満たす世帯です。

- ①申請日現在において、婚姻届提出後2年以内
 - ②夫婦ともに申請日現在における年齢が39歳以下
 - ③入居対象となる住宅が、赤磐市内にあること
 - ④夫婦ともに補助を受けようとする民間賃貸住宅の所在地に住民登録をしていること
 - ⑤夫婦ともに赤磐市の市税の滞納がないこと
- ※その他条件あり。詳しくはホームページをご覧ください。

1 Point

2 賃貸住宅の家賃が対象

民間賃貸住宅の家賃が対象となります。

※市営、県営などの公的賃貸住宅は対象外

※その他、対象外の住宅あり

1 Point

3 月額最大1万円の補助！

1世帯当たり月額1万円×12か月(最長)を
補助します。



詳細についてはお問合せください。

赤磐市役所 政策推進課（赤磐市下市344）

TEL / 086-955-1220 MAIL / sousei@city.akaiwa.lg.jp



▲市ホームページ

新婚さん

新生活応援します！



赤磐市で新婚さん 1世帯あたり
最大補助額 60万円もらえる！

夫婦として新生活を始めるための、新居購入、家賃、引っ越し費用の一部を助成します！



**結婚新生活支援事業補助金を
受け取れる対象世帯とは？**

次の要件をすべて満たす世帯です。

- ①令和7年1月1日～令和8年2月28日までに入籍した世帯
- ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満(世帯収入約680万未満に相当※給与所得のみの場合)

※5月末までの申請→令和5年中の所得で判断

6月以降の申請→令和6年中の所得で判断

※賃貸型奨学金を返済されている場合、所得額から控除

- ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④入居対象となる住宅が、赤磐市内にあること
- ⑤夫婦ともに入居対象となる住宅に住民登録をしていること
- ⑥夫婦ともに赤磐市の市税の滞納がないこと

※その他条件あり。詳しくはホームページをご覧ください。



どんな費用が対象？

婚姻に伴う住宅取得費用(新築、購入)、リフォーム費用、賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介料)、住宅への引っ越し費用が対象です。

(令和7年4月1日～令和8年2月28日に支払った費用)



いくら補助が受けられるの？

29歳以下の世帯	上限60万円
30歳以上39歳以下の世帯	上限30万円

受付期間 令和8月3月13日まで



申請前に一度ご相談ください！必要書類等ご案内します。

赤磐市役所 政策推進課(赤磐市下市344)

TEL / 086-955-1220 MAIL / sousei@city.akaiwa.lg.jp



▲市ホームページ